

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方を全力で支援します！！

テイクアウト等営業支援金

5/1 受付開始

① テイクアウト等営業支援金とは？

令和2年3月1日以降、テイクアウト・デリバリー事業を開始された飲食店事業者に対する支援金です。

② 支援金

10

万円（申請は1事業者1回限り）

③ 手続き期間

令和2年5月1日(金)～令和2年6月1日(月) [当日消印有効]

④ 対象要件

飲食店事業者(事業者の規模は問いません)で、下記の(1)から(5)の要件をすべて満たすことが必要です。

- (1)市内に店舗がある。
- (2)申請日時点で1年以上の事業実績がある。
- (3)市税を完納している。
- (4)3月1日以降に、テイクアウト等営業を開始し、現在も継続している。
- (5)テイクアウトの情報サイト「Tokuyamap」内「おうちぐるめしゅうなん」に掲載又は掲載申込をしている。

(<https://www.tokuyamap.com/ouchigurmetshunan/>)

⑤ 申請方法

感染拡大防止のため、申請は郵送にて受け付けます。

申請書兼請求書・チェックシートは下記周南市ホームページからダウンロードしてください。

(<https://www.city.shunan.lg.jp/site/covid19/51745.html>)

チェックシートを必ず確認してください。

【提出書類】

- (1)申請書兼請求書
- (2)業種、1年以上の事業実績がわかる書類
(確定申告書や営業許可証の写しなど)
- (3)通帳の写し
(口座名義、口座番号が確認できる部分)
- (4)テイクアウトまたはデリバリーを始めたことが確認できる書類
(チラシ、ホームページの写しなど)

提出先・問い合わせ

〒745-8655 周南市岐山通 1-1

周南市 産業振興部 商工振興課 あて Eメール:shoko@city.shunan.lg.jp

電話 0834-22-8373(平日の8時30分～17時15分)

【郵送での提出をお願いします(不明な点は上記までお問い合わせください)】

周南市 コロナ 支援

検索

←事業者支援を
まとめています